

お知らせ
ひとり親家庭のお父さん、お母さんへの就職移動相談について

ひとり親家庭のお父さん、お母さんを対象に、就職相談、資格や技能を習得する支援制度についての紹介、その他さまざまな相談をお受けします。※予約優先（希望時間のある方は、ご予約ください。）当日参加も可能です。

▼日時
8月16日(水)
13時～16時

▼場所
いの町役場

101会議室（1階）

■問い合わせ
ひとり親家庭等就業・自立支援センター
☎875-2500

お知らせ
高知県戦没者追悼式の参列者募集について

高知県戦没者追悼式が行われます。

▼日時
11月1日(水) 13時～

▼場所
高知県立県民文化ホール
オレンジホール

▼参列者
①先の大戦における軍人、軍

属、準軍属等の戦没者及び外地において非命に倒れた方並びに内地における戦災死没者等の配偶者及び三親等内の遺族

②前記①以外の追悼式の趣旨に賛同される方

※参列できる人数に限りがありますので、参列希望の方は、9月11日(金)までにお申し込みください。

■申込・問い合わせ
ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

吾北総合支所住民福祉課
☎867-2300

本川総合支所住民福祉課
☎869-2114

お知らせ
介護保険の被保険者の皆さんへ

～第三者行為(交通事故などで介護サービスを受けるとき)～

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。

ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。で、町が一時的に立て替えた

あとで加害者へ請求することになります。

町が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があります。介護保険の第1号被保険者の方が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要です。

交通事故などにより要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は、ほけん福祉課の窓口へ届出をお願いします。

■申請・問い合わせ
ほけん福祉課
(すこやかセンター伊野内)

☎893-3810

お知らせ
国民健康保険・後期高齢者医療制度加入の皆さんへ

～交通事故などに遭ったとき～

▼早めに届出を
交通事故やけんかなど、本人以外の第三者(以降「第三者」)の行為によってケガをした場合や飲食店での食中毒や購入した食品などが原因の疾病の治療をする場合にも、保険証を使って治療していただけます。

そのときは、すみやかに医療機関への窓口へ申し出るとともに、国保・後期高齢者医療の係へも届出をすることが義務付けられています。

届出がない場合、医療機関からの診療報酬明細書の確認を行い、その結果、第三者による負傷・疾病の可能性がある場合には、世帯主の方に「負傷・疾病原因届」の提出を依頼していただきます。その際にはご協力をいただきますようお願いいたします。

▼国保・後期高齢者医療は一時立替払い
交通事故などでケガをし、その原因が第三者にある場合、これらに伴う治療費は本来、第三者が支払わなければなりません。しかし、国保・後期高齢者医療では「被保険者の治療を受ける権利」を保障するということから、一時立替払いの形とし、後から第三者に請求することになります。ただし、第三者から治療費を受け取っている場合は、国保・後期高齢者医療の立替はできません。

▼示談をする前に
国保・後期高齢者医療の係に届出をする前に示談が成立してしまうと、国保・後期高

齢者医療が第三者に請求できなくなり、被保険者へ不当利得返還請求をする場合があります。示談をする前に必ずご相談ください。

なお、届出に必要なものについては、国民健康保険係、後期高齢者医療係までご相談ください。

■問い合わせ
町民課
☎893-1117

お知らせ
農業者年金加入のご案内

～農業者年金の特徴～
☆農業に従事されている方は誰でも加入できます。

60歳未満の国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く。)であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

☆少子高齢化時代に強い年金です。年金資産は安全性を重視して運用しています。

自ら積み立てた保険料とその運用益(付利)により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」の年金です。少子高齢化が進んでも